

第436回山口地方最低賃金審議会(議事要旨)

1 日 時 令和5年8月7日(月)16時15分～17時15分

2 場 所 山口地方合同庁舎2号館 2階共用会議室

3 出席者 公益代表委員 5名
労働者代表委員 5名
使用者代表委員 5名

4 議 題

- (1) 山口地方最低賃金審議会運営規程の改定について
- (2) 令和5年度山口県最低賃金の改正について
- (3) その他

5 議事概要

- (1) 事務局から山口地方最低賃金審議会運営規程の改定について提案がなされ、審議の結果、改正案のとおり決議された。
- (2) 山口県最低賃金の改正について、専門部会報告が行われ、全会一致で「時間額928円、発効日は令和5年10月1日」とすることで結審した。
発効日については、他県とのバランスや、労働者への早期の適用といった点も考慮し従前どおり10月1日発効とされたものの、各地方最低賃金審議会が自主的に発効日を決定できる環境ではないため、国及び中央最低賃金審議会での決定を要請すべく、専門部会報告書に明記の上、会長から労働局長へ答申が行われた。
- (3) 事務局より、異議申出の公示を本日举行、公示期間の8月22日までに異議申出がされた場合、審議会では異議申出に対する審議等を行うことになることを説明した。